# 特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護 評価指針への適合性・妥当性の審査

≣亚/	柵	聿	夂
<b>6</b> +1		ᆂ	4

住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務 全項目評価書

亚	西実施機関:	夂
<b>5</b> +1	叫 天 川 (成) 学!	~

地方公共団体情報システム機構

提出日

令和元年8月26日

概要説明日

令和元年8月30日

### (目次)

0	全体的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
0	個人番号管理ファイル ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
0	機構保存本人確認情報ファイル ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
0	個人番号カード用管理ファイル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
0	評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
0	総評	26
0	個人情報保護委員会による審査記載事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26

#### 全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報 ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	1			ı	認めら	対象人数が30万人以上に該当するため、 全項目評価を実施することは、指針に適合 している。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	_	_	_	_	認めら	特定個人情報ファイルは、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	_	_	_	_	問題は 認めら れない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に 実施しているか。		_	_		認めら	規則等において、評価実施機関は、直近の評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとされている。 住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務は、平成26年9月に直近の評価書を公表しており、規則等の趣旨に沿った適切な時期に、特定個人情報保護評価の再実施を行っている。
(5)適切な方法で 広く国民の意見を 求め、得られた意 見を十分考慮した 上で必要な見直し を行っているか。	_	_	_	_	問題は 認めら れない	国民への意見募集については、機構の ホームページにて、30日間実施した。 なお、寄せられた意見はなかった。
(6)特定個人情報 保護評価の対象 となる事務の実態 に基づき、特定個 人情報保護評価 書様式で求められ る全ての項目につ いて検討し、記載 しているか。	_	_	_	_		住民基本台帳ネットワーク及び番号制度 関連事務について、求められる事項が具体 的に記載されている。
(7)記載された特定個人情報保護評価の実著は、特定個人情報保護部番場に、特定個人対象とは、護評価の対象とし、現るを軽減させまための責任を負うことができるか。	_	—	_	_	認めら	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度 関連事務においては、地方公共団体情報システム機構事務局、住民基本台帳ネット ワークシステム全国センター及び個人番号 センターが連携して番号制度への対応を 行っており、特定個人情報保護評価の対象 となる事務の実施に当たって、リスクを軽減 させるための措置の実施等については、責 任を負うことができる部署である。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見	
		2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3 ~ P.4	I 1. ②	問題は 認めら れない		
		3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P.4 ~ P.5	I 2. ②	問題は 認めら れない		
(8)特定個人情報 保護評価の対象	①特定個人情報	4. 当該システムと情報 をやり取りするシステ ムを全て記載している か。	P.4 ~ P.5	I 2. ③	問題は 認めら れない	個人番号の生成・通知に係る事務、本人 確認情報の提供及び保存等に係る事務、 個人番号カードに係る事務において、それ ぞれ特定個人情報ファイルを使用すること	
味設計画の対象 となる事務の内容 の記載は具体的 か。当該事務にお ける特定個人情 報の流れを併せ て記載している か。	リヤ に個人情報 ファイルを取り扱う 事務やその事務に おいて使用するシ ステムについて、 基本情報を見体的	ファイルを取り扱う 事務やその事務に おいて使用するシ ステムについて、 基本情報を具体的 に分かりやすく記	5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.6	I 4. ①		が、事務の流れに即し具体的に記載されている。
		6. 評価対象の事務に おいて特定個人情報 ファイルを取り扱うこと により、期待されるメ リットについて幅広く具 体的に記載している か。	P.6	I 4. ②	問題は 認めら れない		
		7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において 取り扱う情報の流れを 具体的に記載しているか。	P.7 ~ P.10	(別添1)	問題は 認めら れない		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	i箇所	審査結果	所見
(9)特定個人情報ファイルを個人情報ファイルを個人情報ファイルを記している。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で			P.30 ~ P.54	ш. w	問題はられない	全項目評価書に例示されている各リスク にどのように対応しているかが具体的に記 載されている。
		70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.54	IV 1. ①		自己点検については、全部門を対象に NISC政府機関統一基準群に準拠した自己 点検を実施していること、特に住基全国セン ター及び個人番号センター個人番号カード 部においては、NISC政府機関統一基準群 の他、機構の事務管理規定等に基拠した自
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個	⑨特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点 検・監査や教育・ 対する教育・ 発を行っている か。	71. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、どのように監査す るか具体的に記載して いるか。	P.54	W1. ②	問題は 認めら れない	毎年行う集合研修等において研修を実施していること等を具体的に記載している。
人のプライバシー 等の権利利益の 侵害の未然防止、 国民・住民の信頼 の確保という特評 個人情報保照ら し、妥当なもの か。		72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	P.54	IV 2.	問題は 認めら れない	また、理事長を委員長とした内部統制委員会等において、個人情報保護、情報セキュリティ管理及び危機管理等の運用・改善を図っていること等が具体的に記載されている。
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	P.56	VI 2. ⑤	問題は 認められない	寄せられた意見がなかったことが記載さ れている。
(12)個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の信頼個人情報という特定個人情報に 護評価の目的に 照らし、妥当なものか。	_	_	P.1	表紙	問題は 認められない	機構は、住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.11	II 2. ③	問題は認 められない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれ ぞれ具体的に記載しているか。	P.11	II 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.12	II 3. 4	問題は認 められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.12	II 3. ⑤	問題は認 められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.12	I 3. 6	問題は認 められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.12	ПЗ. (8)	問題は認 められない	
	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.12	II 3. ®	問題は認 められない	特定個人情報を保有する理由について、 個人番号とすべき番号の生成・管理の事
となる事務の内	定個人情報の	15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.12	Ⅱ 3. ⑧	問題は認 められない	務において個人番号管理ファイルにより個人番号の付番対象者全員の個人番号を住民票コードに対応付けて保有する必要があることが具体的に記載されている。
における特定個 人情報の流れを	扱いの委託、 特定個人情報 の提供・移転、 特定個人情報	16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.13	II 4. ②	該当なし	また、特定個人情報の使用方法について、市町村長からの個人番号生成要求を受けて、個人番号とすべき番号を生成し、
いるか。	何保管・消去) について、具 体的に分かり やすく記載し ているか。	17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.13	II 4. ⑤	該当なし	市町村長に通知すること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、提供、保管・消去)について具体的に記載されている。
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.13	II 4. ®	該当なし	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.13	I 5. ②	問題は認 められない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、 いかなる目的で、どのように使用されることになる かを具体的に記載しているか。	P.14	I 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.14	II 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.14	I 6. 2	問題は認 められない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.14	I 6. 3	問題は認 められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認 められない	
(10)株字さかも.11		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させる ための措置は、	に講ずべき措 置を具体的に	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスクへの対策として、個人番号生成システムにおいて住基全国サーバから入手する情報は、システム上、個人番号とすべき番号の生成元となる住民票コード及び個人番号に限定すること等が具体的に記載されている。
シー等の権利利 益の侵害の未然 防止、国民・住民 の信頼の確保と いう特定個人情		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク3:		また、入手の際に特定個人情報が漏えいが失するリスクへの対策として、特定個人情報を回線を通じて入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いることにより情報漏えい防止措置を講じること等が具体的に記載されている。
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	III 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.30	Ⅲ 2. その他の リスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、 使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評 価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱 われないよう、講じている対策を具体的に記載し ているか。記載された対策は、特定個人情報保護 評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
	いて、特定さ れたリスクを	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認 められない	権限のない者によって不正に使用される リスクへの対策として、特定個人情報の使 用の記録について、アクセスを行う者とは 別の者がログの分析・確認を行い、その結
	軽に置記載に置記載いたきに がすずはしままではいる。 がはないさいまではない。 を関するが、 をしが、	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	皿 3. リスク2:	問題は認められない	用の名がロウの方が「性能を行い、その結果を管理責任者へ報告すること等が具体的に記載されている。 また、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの対策として、サーバのパックアップを記録した電子記録媒体については、入退室管理を行っている部屋に設
	護評価の目的に照らし妥当なものか。	37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	皿 3. リスク2:	問題は認 められない	置した、施錠可能な場所に保管すること等が具体的に記載されている。
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	III 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.32	Ⅲ 3. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 4. 情報管理 体制	該当なし	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	III 4. 閲覧者の 制限	該当なし	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 4. 記録	該当なし	
	報の委託について、特定されたリスクを軽減ずべきは講ずべき措置を具体的に記載している	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関する ルールを定めている場合、ルールの内容やルー ル遵守の確認方法を具体的に記載しているか。 また、委託先から他者への提供を認めていない 場合、提供されていないことを確認する方法を具 体的に記載しているか。記載された対策は、特定 個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なもの か。	P.32	Ⅲ 4. 提供ルー ル	該当なし	_
	護評価の目的	45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	町 4. 消去ルー ル	該当なし	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	II 4. 委託契約 書中の規 定	該当なし	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.32	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見
		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	
	⑥特定個人情	50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを 定めている場合は、ルールの内容やルール遵守 の確認方法を具体的に記載しているか。記載され た対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	不適切な方法で提供・移転が行われるリ
	報転特スるべ体で載は情のしかのに定をめ措にあれたというというでは、報目というになり、はいいさい、報目というにはいいるが、報告にいいるが、対しているが、対しているが、対しているが、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 5. リスク2:	問題は認められない	スクへの対策として、通信の記録が逐一保存され、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止すること等が具体的に記載されている。 また、特定個人情報の不正な提供・移転が行われるリスクへの対策として、サーバ室等への入室権限及び個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限すること等が具体的に記載されている。
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認められない	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.33	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	III 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	
	ステムとの接 続について、 特定されたり スクを軽減 るために講ず るたき措置を具	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし	
	は、特定個人 情報保護評価	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	III 6. リスク5:	該当なし	_
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.34	Ⅲ 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見	
	特定されたリスクを軽減するために講ぎ るために置き載しているか。記載された対策	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない		
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	皿 7. リスク1: ⑥	問題は認められない		
			64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	III 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	皿 7. リスク1: ⑨	該当なし	物理的対策として、サーバ室及び記録 媒体・可搬媒体を保管する保管室は、他の 部屋とは区別した専用の部屋とし、入退室 管理を行うこと、サーバ室等への不要な機 器の持ち込みを制限し、入退室時に確認 を行うこと等が具体的に記載されている。 技術的対策として、コンピュータウイルス 監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウ	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.35	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	イルスチェックを実施するとともに、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用すること、ネッワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールによるネットワーク制限並びに監視要員及び侵入検知システム(IDS)によるネットワーク監視を行うこと等が具体的に記載されている。	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認 められない		
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	皿 7. リスク3:	問題は認められない		
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.35	Ⅲ 7. その他の リスク	該当なし		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.15	I 2. 3	問題は認め られない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.15	II 2. ④	問題は認め られない	
		10.特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.16	II 3. 4	問題は認め られない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本 人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.16	п з. б	問題は認め られない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.16	I 3. 6	問題は認め られない	
	②特定個人情報ファイルの	13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.17	II 3. ®	問題は認め られない	特定個人情報を保有する理由について、 機構保存本人確認情報ファイルにおいて 全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確 に更新・管理・提供する必要があることが
(8)特定個人情報	取ス定入定フ扱特の状の個人で大変をしていた。というでは、一個人のの情では、一個人ののでは、一個人ののでは、一個人が大きに、一個の特別では、一個の表別では、一個のでは、一個の表別では、一個ないのでは、一個の表別では、一のでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、一のでは、一個のでは、一個のでは、一のでは、一個のでは、一個のでは、一のでは、一個のでは	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.17	I 3. ®	問題は認め られない	
となる事務の内 容の記載は具体		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利 利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内 容を具体的に記載しているか。	P.17	I 3. ®	問題は認め られない	
における特定個 人情報の流れを 併せて記載して		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.18	I 4. 2	該当なし	
いるか。	の保管・消去) について、具 体的に分かり やすく記載し ているか。	17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.18	II 4. ⑤	該当なし	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託する に当たって、どのような手続・方法によるかを具体的 に記載しているか。	P.18	II 4. ®	該当なし	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.19 ~ P.20	I 5. ②	問題は認め られない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.20	I 5. ②	該当なし	_
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.21	I 6. ①	問題は認め られない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.21	I 6. ②	問題は認め られない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する 方法を具体的に記載しているか。	P.21	I 6. 3	問題は認め られない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認め られない	
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認め られない	
(11)記載されたリ スクを軽減させる ための措置は、 個人のプライバ	③報いれ軽に置記かた定護にな特のてたりすず具し記策人価らいた、リオず異し記策価にあるでは、するでは、戦情の妥の体で、関係では、戦に変が、は、戦に変が、ないのでは、戦になり、は、戦にない、は、戦には、は、戦には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	策として、本人確認情報以外の個人情報 は入手できないことをシステムにより担保 すること等が具体的に記載されている。 また、入手の際に特定個人情報が漏え
益の侵害の未然防止、国民・住民		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	い・紛失するリスクへの対策として、他シテムとの連携を行う場合は、専用回線をいることにより情報漏えい防止措置を講ること等が具体的に記載されている。
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク 及びそれらのリスクへの対策についての記載はあ るか。	P.36	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
	④報では、 を関するでは、 を使用をして、 はでは、 はできるが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	皿 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	皿 3. リスク2:	問題は認められない	権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策として、特定個人情報の使用の記録について、アクセスを行う者とは別の者がログの分析・確認を行い、その結果を管理責任者へ報告すること等が具体的に記載されている。  また、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの対策として、サーバのバックアップを記録した電子記録媒体については、入退室管理を行っている部屋に設置した、施錠可能な場所に保管すること等が具体的に記載されている。
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認め られない	
	記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認め られない	
	ight Milos Use Sharp Carlon に なものか。	37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認め られない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	皿 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク 及びそれらのリスクへの対策についての記載はあ るか。	P.39	Ⅲ 3. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該主	当箇所	審査結果	所見
	⑤報いれ軽に 特のてた減ず に変替えるべき を表替えるべき	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 4. 情報管理 体制	該当なし	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者を必要最小限に制限していることを具体 的に記載しているか。記載された対策は、特定個人 情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	該当なし	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 4. 記録	該当なし	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 4. 提供ルー ル	該当なし	_
	定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 4. 消去ルー ル	該当なし	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	該当なし	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 4. 再委託	該当なし	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.39	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
	⑥報転特スるべ体で載は情のしか特のに定りたきのいさ、報目妥のに定りたきのいさ、報目妥の個件いた減講を載された定護にもないたに、対の関係をいいて、対の関係をはいれば、対の関係をはいれば、対の関係をは、いずず具に記策人価らの	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.40	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.40	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	不適切な方法で提供・移転が行われるリ
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	でリスクを軽減するための措置や提供先・ における特定個人情報の使途が法令に基づ ものであることを確認するための措置を具 引載しているか。記載された対策は、特定個	Ⅲ 5. リスク2:	問題は認められない	スクへの対策として、通信の記録が逐一保存され、連携するデータが暗号化される仕組みが確立した住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止すること等が具体的に記載されている。 また、特定個人情報の不正な提供・移転が行われるリスクへの対策として、サーバ室等への入室権限及び個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限すること等が具体的に記載されている。
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや 誤った相手に提供・移転することを防止する措置を 具体的に記載しているか。記載された対策は、特定 個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.40	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認められない	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.40	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該主	当箇所	審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	III 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
	ステムとの接 続について、 特定されたリ スクを軽減す るために講ず	56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	
		ネットワークシ ステムとの接 続について、 特定されたリ スクを軽減す	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	III 6. リスク4:	該当なし
	体的に記載しているかられたいでは、 、対のは、 、対のは、 、対のは、 、対のは、 、対のは、 、対のは、 、対のは、 、対のは、 、対のは、 、対のは、 、がのいるが、 、がのいるが、 、がのいるが、 、がのいるが、 、がのいるが、 、がのいるが、 、がのいるが、 、がのいるが、 、がのいるが、 、がのいるが、 、がのいるが、 、がのいるが、 、がのいるが、 、のいが、 、のいが、 、のいが、 、のいが、 、のいが、 、のいが、 、のいが、 、のいが、 、のいが、 、のいが、 、のいが、 、のいが、 、のいが、 、のいが、 、のいが	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	Ⅲ 6. リスク5:		また、誤った情報を提供してしまうリスクへの対策として、番号法上の情報照会者・情報提供者又は情報提供等記録開示システムからの符号取得要求時に通知された個人番号等に対応する住民票コードを、情報提供ネットワークシステムに対して適切に提供することをシステムにより担保すること等が具体的に記載されている。
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	III 6. リスク6:	問題は認め られない	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.41	III 6. リスク7:	問題は認められない	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.41	Ⅲ 6. その他の リスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該	当箇所	審査結果	所見
	特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42	皿 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42	III 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		報の保管・消 去について、 特定されたリ スクを軽減す るために講ず	65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の 内容について具体的に記載しているか。記載された 対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、 妥当なものか。	P.42	皿 7. リスク1: ⑨	該当なし
	ているか。記載された対策は、特定個評価を は、特定護評価の目的に照ら し妥当なものか。	66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.42	Ⅲ 7. リスク1: ⑪	問題は認め られない	イルスチェックを実施するとともに、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用すること、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールによるネットワーク制限並びに監視要員及び侵入検知システム(IDS)によるネットワーク監視を行うこと等が具体的に記載されている。
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために 行っている措置を具体的に記載しているか。記載さ れた対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.43	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認め られない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.43	皿 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.43	Ⅲ 7. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.22	II 2. ③	問題は認め られない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.22	I 2. ④	問題は認め られない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.23	II 3. 4	問題は認め られない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.23	I 3. ⑤	問題は認め られない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.23	I 3. 6	問題は認め られない	
	報ファイルの 取扱の概 定 で 大 で は 大 で は り に け に り に け に り に り に り に り に り に り に	13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.24	Ⅱ 3. ⑧	問題は認め られない	・ ・特定個人情報を保有する理由について、
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.24	I 3. ®	問題は認め られない	番号法の規定に基づき、住民からの申請により個人番号カードを発行する必要があること等が具体的に記載されている。また、特定個人情報の使用方法について、住民に対して通知カード及び交付申請書を送付するため、市町村長より送付・先情報を受領し、通知カード及び交付申請書の印刷に係る情報を作成して委託事業者に提供すること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、委託、提供、保管・消去)について具体的に記載されている。
保護評価の対象 となる事務の内 容の記載は具体		15. 特定個人情報を使用することにより国民の 権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、 その内容を具体的に記載しているか。	P.24	II 3. ®	問題は認め られない	
人情報の流れを		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.24 ~ P.25	I 4. 2		
	の保管・消去) について、具 体的に分かり やすく記載し ているか。	17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.24 ~ P.26	II 4. ⑤	問題は認め られない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを 具体的に記載しているか。	P.25	II 4. ®	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.27	I 5. ②	問題は認め られない	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、 いかなる目的で、どのように使用されることにな るかを具体的に記載しているか。	P.27	II 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.27	I 6. ①	問題は認め られない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.27	I 6. ②	問題は認め られない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.28	I 6. 3	問題は認め られない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.44	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.44	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.44	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
(11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利	れ軽に置記かた定護記かた定護記がた水域講を載いる対個評を対しままは、対個評を対しままは、報信のは、報信のは、報信のは、報信のは、報信のは、報信のは、報信のは、報信の	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	Ⅲ 2. リスク3:	られない	目的外の入手が行われるリスクへの対策として、現存する住民の送付先情報のみが抽出できることをシステムにより担保すること等が具体的に記載されている。また、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの対策として、他シス
防止、国民·住民		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	- テムとの連携を行う場合は、専用回線を用いることにより情報漏えい防止措置を講じること等が具体的に記載されている。
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.45	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.45	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見	
	④報いれ軽に置記かた定護にな特のでた減講を載記策人価らかた定機になってと減講を製記策人価らからに対して、対して、対して、教目の必要を対して、教目の必要を対して、教目の必要を対して、教目の必要を対して、教目の必要を対して、教目の必要を対して、教目の必要を対して、教育の必要を対して、教育の必要を対して、教育の必要を対して、教育の必要を対して、教育の必要を対して、教育のというとは、対して、教育のというとは、ない、ない、教育をは、ない、ない、ない、ない、教育をは、教育をは、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46	III 3. リスク1:	問題は認め られない		
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない		
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスする外の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.46	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認め られない		
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.47	III 3. リスク2:	問題は認め られない	権限のない者によって不正に使用される リスクへの対策として、特定個人情報の使 用の記録について、アクセスを行う者とは 別の者がログの分析・確認を行い、その結	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.47	皿 3. リスク2:	問題は認め られない	果を管理責任者へ報告すること等が具体的に記載されている。 また、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの対策として、サーバのバックアップを記録した電子記録媒体については、入退室管理を行っている部屋に設	
		妥当	皿 3. リスク2:	問題は認め られない	置した、施錠可能な場所に保管すること等が具体的に記載されている。		
			38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.47	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認め られない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.47	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない		
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.47	Ⅲ 3. その他の リスク	該当なし		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	Ⅲ 4. 情報管理 体制	問題は認め られない	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	問題は認め られない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残しているい場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	Ⅲ 4. 記録	問題は認め られない	
	⑤報のて、たりますでは、 気をいって、たりますでは、 では、これでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	Ⅲ 4. 提供ルー ル	問題は認め られない	特定個人情報に係る委託を行う際には、、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を要求する等、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認していること等が具体的に記載されている。また、委託先において特定個人情報を取り扱う職員を限定すること、委託先から委託元以外への特定個人情報の提供は認
	た対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.48	Ⅲ 4. 消去ルー ル	問題は認められない	められない旨、委託契約書に明記していること、委託元と委託先の間でやり取りされる特定個人情報についてはシステム上で操作履歴を取得すること等が具体的に記載されている。
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.49	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	問題は認め られない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.49	Ⅲ 4. 再委託	問題は認め られない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.49	Ⅲ 4. その他の リスク	問題は認め られない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
	<ul><li>⑥報転特スるべ体で載は情のしか</li><li>⑥報転特スるべ体で載は情のしか</li><li>のもれたき的いなれた定態になり</li><li>のもれたとされるのとから</li><li>のもれたは</li><li>のもれたは</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li><li>のもれた</li></ul>	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.49	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.49	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	・ 不適切な方法で提供・移転が行われるリ
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.50	Ⅲ 5. リスク2:	問題は認め られない	また、特定個人情報の不正な提供・移動が行われるリスクへの対策として、サーバ室等への入室権限及び個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しる制限すること等が具体的に記載されている。
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.50	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認められない	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.50	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	III 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	<b>町</b> 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	
	ネットワークシ ステムとの接 続について、 特定されたリ スクを軽減講 るために講 でき措置を具	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	III 6. リスク4:	該当なし	
	体的に記載しているか。記載しているか。記載された対は、特定個様保護評価の目的に照らし妥当なものか。	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	皿 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	III 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	<b>Ⅲ</b> 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.51	III 6. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		該当箇所		該当箇所		該当箇所		該当箇所		該当箇所		審査 結果	所見
			62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.51	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない										
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.52	皿 7. リスク1: ⑥	問題は認められない											
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.52	II 7. リスク1: ⑨	該当なし											
	特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載し	65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止 策の内容について具体的に記載しているか。記 載された対策は、特定個人情報保護評価の目 的に照らし、妥当なものか。	P.52	皿 7. リスク1: ⑨		物理的対策として、サーバ室及び記録 媒体・可搬媒体を保管する保管室は、他の 部屋とは区別した専用の部屋とし、入退3 管理を行うこと、サーバ室等への不要な材 器の持ち込みを制限し、入退室時に確認 を行うこと等が具体的に記載されている。 技術的対策として、コンピュータウイルス 監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方で										
	でいるか。記 載された対策 は、特定個人 情報保護評価	66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対 策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、 妥当なものか。	イルスチェックを実施するとともに、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用すること、ネットリーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールによるネットワーク制限並びに監視要員及び侵入検知システム(IDS)によるネットワーク監視を行うこと等が具体的に記載されている。													
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.52	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない											
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.52	皿 7. リスク3:	問題は認められない											
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.53	Ⅲ 7. その他の リスク	該当なし											

#### 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		該当箇所		該当箇所		審査結果	所見
めに講では では では では では では では です です です です です です です です でのののののののののの	⑩その他、評価実施機関に特有なに対し、 特定されたリスクを軽減す	74. 特定個人情報が不正に集約されていないかどうかを具体的に記載しているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.11 P.14 等	II 2. ④ II 6. ② 等	問題は認め られない	特定個人情報ファイルに記録される項目 及び保有期間等が、機構が法令に基づき 行う各事務の目的に沿った、必要最小限 のものであることが具体的に記載されてい る。				
		75. 機構が事務の委託を行う場合の リスク対策について具体的に記載し ているか。記載された対策は特定個 人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.49	Ⅲ 4. その他の リスク対策	問題は認め られない	個人番号カードの発行・送付事務等の委託先に対して、機構自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うこと、再委託を行う場合は、機構がその必要性を厳しく審査し、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行うこと等が具体的に記載されている。				

## 【総評】

- (1) 住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務においては、住民基本台帳ネットワークシステム等を使用し、特定個人情報ファイルである個人番号管理ファイル、機構保存本人確認情報ファイル及び個人番号カード用管理ファイルを適切に取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる個人番号管理ファイル、機構保存本人確認情報ファイル及び個人番号カード用管理ファイルについて、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ、使用するシステムの機能並びに特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 特定個人情報の不正集約に関する懸念への対応や、個人番号カードの発行・送付事務等の委託に対するリスク対策について、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

## 【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、インターネットを通じて外部に特定個人情報が漏えいしないよう、住民基本台帳ネットワークシステム等をインターネットから物理的に分離する旨が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実 効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。
- (4) 情報漏えい等に対するリスク対策全般について、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要である。